

令和元年度

第26回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和2年3月12日（木）
開会13時40分 閉会14時50分

場 所 教育委員室

令和元年度
第26回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について
- 第2号議案 令和2年度大分県教育委員会の重点方針について
- 第3号議案 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の制定について
- 第4号議案 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の制定について
- 第5号議案 令和2年4月1日付け人事異動について

(2) 報 告

- ① 「ICT活用教育推進プラン2020」について
- ② 県立学校の修学旅行実施基準等の改正について

(3) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委 員 (教育長職務代理者)	林 浩 昭
	委 員	岩 崎 哲 朗
	委 員	松 田 順 子
	委 員	高 橋 幹 雄
	委 員	鈴 木 恵

事務局	教育次長	法華津 敏 郎
	教育次長	檜 崎 信 浩
	教育次長	後 藤 榮 一
	参事監兼教育財務課長	佐 藤 誠一郎
	参事監兼福利課長	阿 部 浩 康
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育人事課長	渡 辺 登
	学校安全・安心支援課長	簗 田 祐 二
	義務教育課長	内 海 真理子
	高校教育課長	久保田 圭 二
	社会教育課課長	石 井 利 治
	人権・同和教育課長	永 井 弘
	文化課長	木 下 敬 一
	体育保健課健康対策・管理監	渡 邊 仁
	教育改革・企画課主幹 (総括)	門 野 秀 一
	教育改革・企画課主査	池 邊 大 介

2 傍聴人

5 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(工藤教育長)

ただ今から令和元年度 第26回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名については、岩崎委員にお願いしたいと思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。会議の終了は15時10分を予定しています。よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

次に、会議を公開しないことについてお諮りします。

会議は原則として公開することとなっておりますが、第5号議案は人事に関する案件であることから、当該議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、第5号議案は非公開といたします。

本日の議事進行は、始めに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしく申し上げます。

【議案】

第1号議案 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」
中村 教育改革・企画課長から説明いたします。

(中村教育改革・企画課長)

資料の5ページをご覧ください。

本議案は、2月第1回の教育委員会会議でご説明させていただきました来年度の組織改正等に伴うものです。

具体的には、特別支援教育課に「高等特別支援学校開校準備班」の新設や人権・同和教育課の名称の変更、その他所要の改正です。

「2 主な改正内容」の(1)「特別支援教育課」内に「高等特別支援学校開校準備班」を新設です。令和4年4月に開校予定の「高等特別支援学校」の準備のため、行政組織規則上にも、「高等特別支援学校開校準備班」を追加するものです。

(2)は「人権・同和教育課」の名称の変更です。人権教育及び部落差別解消推進のため、行政組織規則上でも、「人権教育・部落差別解消推進課」に名称を変更するものです。

(3)は「法務調整監」の新設です。学校における重大事故等に伴う訴訟事案や情報公開請求等が増加する中、担当所属の実務を支援し、教育委員会全体の法務の調整に関する事務を処理するため、行政組織規則上で規定する「課長等」に「法務調整監」の職を追加し、教育改革・企画課内に置くものです。

(4)は「総合体育館」の廃止です。「総合体育館」の体育館施設を令和2年4月1日から大分市へ移管することに伴い、行政組織規則上の規定を整備するものです。

施行期日は、公布の日の令和2年4月1日を予定しております。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(岩崎委員)

(3)の「法務調整監」の新設に当たって、人員の増はあるのでしょうか。

(渡辺教育人事課長)

現行の人員の範囲の中で対応したいと考えています。

(工藤教育長)

ほかにございませつか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。

第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

【議 案】

第2号議案 令和2年度大分県教育委員会の重点方針について

(工藤教育長)

次に、第2号議案「令和2年度大分県教育委員会の重点方針について」中村教育改革・企画課長から説明いたします。

(中村教育改革・企画課長)

資料の2ページをご覧ください。

大分県教育委員会重点方針については、県教育委員会が教育行政及び教育指導において、令和2年度に特に重点的に取り組む事項や考え方をまとめたものです。

令和2年度大分県教育委員会重点方針では大きく三つの柱により取組を進めてまいります。

1点目は子どもの力と意欲の向上に向けたチーム学校による組織的な取組の推進です。

「教育県大分」創造プラン2016の中間見直し、「芯の通った学校組織」推進プラン第3ステージを踏まえ、教育課題への組織的取組を進めることで教育水準の向上を図ります。また、給特法改正を踏まえた上限方針等に基づき教員の長時間勤務を改善し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校における働き方改革を推進してまいります。

赤く囲った項目の一つめの「『芯の通った学校組織』を基盤とした教育水準の向上」につきましては、これまでの学校マネジメントの取組を継続しながら、子どもに身に付けさせたい資質・能力を意識したカリキュラム・マネジメントを一

層進めていきたいものです。個別課題への対応としては、むし歯本数の減少、関係機関との連携推進に向けた情報共有の強化など、これまでの課題を踏まえて取組を進めてまいります。

赤く囲った項目の二つめの「子供と向き合う時間の確保に向けた学校における働き方改革の推進」につきましては、校長の方針の下で専門スタッフ等との情報の共有と活用を進めること、Webの活用による研修や情報共有の効率化、行事等の精選・見直し、家庭・地域との役割分担の見直し、再任用教員の確保や産育休の取りやすい環境づくりなどにより、教育環境の改善や意識改革を進めることにより学校における働き方改革を推進してまいります。

2点目は地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進です。

「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を踏まえ、教育（学校教育・社会教育）、文化・スポーツ面から、地方創生を担う多様な人材の育成を推進します。特に令和2年度は地域産業に貢献する人材の育成に向けた全国産業教育フェア大分大会の開催を10月24日、25日に予定しておりますので、これを新たに追加して産業教育の活性化と高校の魅力化・特色化に取り組んでまいります。

3点目は時代の変化を見据えた施策の推進です。

大分県長期教育計画の中間見直しを踏まえ、学びのSTEAM化などの教科横断的な視点での教育を行っていくことや、先端技術を積極的に教育に取り入れ、子どもたちに触れさせる機会の拡充を図るとともに、特別支援学校の再編や国東高校環境土木科の新設も進めてまいります。

続いて3ページ目をご覧ください。

大分県長期教育計画に基づく重点項目を四つの分野別に整理しております。学校教育、社会教育、文化財・伝統文化、スポーツのそれぞれの分野について、ローマ数字の八つのカテゴリの中に重点項目を記載しております。

一つ一つの内容についてここでは触れませんが、各カテゴリにおける主な取組や新たに加えた項目に下線を引いておりますのでご覧ください。

本日の教育委員会会議でご承認いただきましたら、速やかに教育委員会のホームページでの公開と、県立学校及び市町村教育委員会への通知を行う予定です。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(林委員)

2ページの「3. 時代の変化を見据えた施策の推進」のところですが、今正に新型コロナウイルス感染症の拡大という今後の予測ができないグローバルな問題が起きています。子どもたちも非常に不安を抱いている中で、教育委員会として、それに応えるためにも遠隔授業の実施などやらなければいけないことは多々あると思います。重点方針に沿って積極的に先取りで取り組んでほしいと思います。

(松田委員)

2 ページの「『芯の通った学校組織』を基盤とした教育水準の向上」の中の「体力向上の推進・健康課題への対応」における「運動の習慣化・・・」のところですが、今回の事態（新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校措置）を受けて、子どもたちの運動不足の問題が大きく取り上げられています。各家庭において生活習慣の改善に取り組む必要があると思いますが、特に、小学校高学年以上の児童であれば、運動が不足すれば自主的・主体的に運動する力を身に付ける必要があると思います。また、これは勉強も同じ事で、家庭学習の中でも自主的・主体的に課題を見付けて取り組むという力を身に付けることも同時に進めてほしいと思います。

(高橋委員)

3 ページの「IV 信頼される学校づくりの推進」のところ、今このような状況（新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休校措置）の中では地域との連携がこれまで以上に大切になってくると思います。また、グローバル化が進む中で、子どもたちが地域から何かを発信できるような地域の特色をいかした魅力ある学校づくりも大切だと思いますので積極的に進めていただきたいと思います。

(岩崎委員)

委員の皆さんがおっしゃられているのは、この重点方針案はこれまでずっと議論してきたものですし、いろいろな点が網羅されていますので、これについては全く問題はないということ、その上で、現在起こっている問題については今後の県教育委員会の活動にしっかりといかしてもらいたいという趣旨だと思いますので、この方針でよいのではないかと思います。

(松田委員)

2 ページの「3. 時代の変化を見据えた施策の推進」の中の「外国人児童生徒等に対する日本語指導及び支援の充実」の必要性について、私の住んでいる地域でも外国人の方が非常に増えていますのでとても気になっているところです。積極的に施策を推進していただきたいですし、学校現場でもしっかりと取り組んでいただくことを期待しています。

(工藤教育長)

ほかにございませつか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。

第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

【議案】

第3号議案 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の制定について

(工藤教育長)

次に、第3号議案「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の制定について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(渡辺教育人事課長)

説明資料の26ページをお開きください。

本議案については、昨年7月5日の教育委員会で説明を行った「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」に関連する規則を制定するものです。

「1 制定理由」は、臨時・非常勤職員について、任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備すること等を目的とした「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が、公布され、本年4月1日に施行される予定となっております（改正概要：「①特別職の任用及び臨時的任用職員の任用の適正の確保」、「②会計年度任用職員の創設」、「③会計年度任用職員に対する給付の規定整備」の三つ）、それに伴い、昨年の第2回定例県議会で「会計年度任用職員の報酬等に関する条例」が制定されました。当該条例における主な対応方針としては、「①非常勤職員から会計年度任用職員への移行」、「②通勤に係る費用弁償を支給」、「③任期が6月以上の期末手当支給」などとなっております。

「2 規則制定の概要」は、先程説明した改正法や条例制定に伴い、会計年度任用職員の「任用」「報酬その他の給付」「勤務条件」等に関し必要な事項を定めるため「大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則」を制定するものです。規則概要の主なものは、会計年度任用職員の「採用」「給付」「勤務時間」「休暇・休業」「服務」等についてとなっております。

会計年度任用職員の制度は、現行の一般職非常勤職員制度を基本としていますが、変更点等については27ページに詳細を記載しております。施行期日は令和2年4月1日からを予定しています。

以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のあ

る方はお願いします。

(質問・意見なし)

(工藤教育長)

ございませんか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。

第3号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【議 案】

第4号議案 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の 制定について

(工藤教育長)

次に、第4号議案「大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の制定について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(渡辺教育人事課長)

説明資料の14ページをお開きください。

「1 制定理由」は、先程説明した第3号議案の内容と同様に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、臨時的任用職員の関連条例が改正されました。当該条例における主な対応方針としては、常勤職員と同様に「給料」「退職手当」等を支給することとなっています。

「2 規則制定の概要」は、第3号議案の会計年度任用職員と同様に、臨時的任用職員の「任用」「勤務条件」等に関し必要な事項を定めるため、「大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則」を制定するものです。

臨時的任用職員の制度は、現行の臨時的任用職員制度を基本としていますが、変更点等については15ページに詳細を記載しております。施行期日は令和2年4月1日からを予定しています。

以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のあ

る方はお願いします。

(質問・意見なし)

(工藤教育長)

ございませんか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。

第4号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

① 「ICT活用教育推進プラン2020」について

(工藤教育長)

それでは、報告の①「『ICT活用教育推進プラン2020』について」佐藤 参事監兼教育財務課長から報告いたします。

(佐藤参事監兼教育財務課長)

資料の1ページをご覧ください。

教育の情報化については、平成25年度から計画を定めて取り組んでおり、現在は、平成28年3月に策定した「大分県教育情報化推進プラン2016」に基づいて、取組を進めているところです。この計画の期間が、今年度までとなっていることから、新たな計画を策定するものです。

目的は、「超スマート社会 (Society5.0) を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成」としており、計画期間は、技術革新のスピードが著しく速いため、令和2年度から4年度までの3年間としています。

【基本方針1】「子どもたちの情報活用能力の向上」では、学習指導要領において、学習の基礎となる資質・能力の一つとして位置付けられた「情報活用能力」を身に付けるため、義務教育、高校教育、特別支援教育において、子どもたちにICTを活用した教育を展開することなどを盛り込んでいます。

【基本方針2】「ICT活用指導力の向上」では、授業で活用する教員の資質向上に向けた研修などを盛り込んでいます。

【基本方針3】「教育の情報基盤の整備」では、1人1台端末や電子黒板、また、統合型校務支援システムなど、ハード整備を盛り込んでいます。

【基本方針4】「教育の情報化に向けた体制整備」では、市町村との連携などの体制整備や、個人情報保護、外部人材の活用、県民向けの情報の発信などを盛り込んでいます。

なお、進行管理をするため、各取組や目標指標の達成状況を、教育情報化推進委員会において、定期的に点検・評価を行います。また、国の動向や社会の変化を見据えながら、適宜、見直す予定としております。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今ありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

【基本方針3】のところに「統合型校務支援システムの導入」とありますが、この内容を説明してください。

(佐藤参事監兼教育財務課長)

先生方が、児童生徒の成績や体調管理のための健康診断の結果などを全てシステムに打ち込んで管理するものです。

(松田委員)

これまで先生がやっていた校務分掌の中のものを電子化するということですね。

(林委員)

【基本方針1】の(5)に「生徒所有の自己端末の利用方法の研究」とありますが、どういう研究を誰がやっているのですか。

(佐藤参事監兼教育財務課長)

この度、国から示されたGIGAスクール構想は、義務教育段階においては1人1台端末は国の方で整備することとなっています。高校段階は、はっきりとは明言されていませんが、今後、自己端末になっていくのではないかと考えられます。高校生が自己端末を持って来て、それをどのように授業で生かしていくかといったことを今の段階から研究していかなければ、これからの教育に支障をきたすのではないかと、ということ想定しているため、高校教育課と教育財務課とで協議しながら研究を進めていきたいと考えています。

(林委員)

義務教育課程の段階で1人1台端末ということですが、学校で使うことは当然として、例えば、その端末を家庭に持ち帰って双方向の授業をやるとか、そうい

う研究はやらないのですか。

(佐藤参事監兼教育財務課長)

今の段階で、端末を家庭に持って帰ってよいかどうかまでの詳しいことは決ま
っていません。取りあえずは、まず1人1台を整備しようという状況ですので、
それをどのように活用していくかは今後研究していかなければいけないと思っ
ています。

(林委員)

大きな台風などによる自然災害や今回のようなウイルス感染防止のために長期
休業せざるを得ない事態は、今後も度々起こるものだと思います。ですから、こ
の際ですので、研究の中に、そういう状況をシミュレーションしながら、どうや
ったら義務教育課程の段階からICT端末を使った双方向の授業ができるか、と
いったところまで踏み込んで考えてほしいです。

(工藤教育長)

令和5年度までには、義務教育課程では全ての学校において1人1台端末の環
境が整うこととなっていますが、これは年次進行でありますし、今言われたこと
が現実に課題となっていますので、しっかりと研究していきたいと思っ
ています。

(高橋委員)

先程、「高校生が自己端末を持って来て、それをどのように授業で生かしてい
くかを研究する」とおっしゃっていましたが、自己端末を持って来ることによる
弊害などはないのですか。例えば、端末を使った際に自己の個人情報
が端末から漏れる可能性もあると思うのですが、その場合の想定はして
いますか。

(佐藤参事監兼教育財務課長)

当方がイメージしているのは、例えば国語の授業で、「この作者の意図は何で
しょう」といった問いが出された際に、各個人が自己端末を用いて調べたり考
えたりしたものを電子黒板に映し出して、組み分けして、他者の回答と比較する、
といった使い方を想定していますので、個人情報が漏れる事態は起こらないと考
えます。

(高橋委員)

例えば、Wi-Fiを通してウイルスに感染するといったことは想定している
のですか。

(佐藤参事監兼教育財務課長)

どうすればウイルスが入らないか、といったセキュリティ対策は、今回の研究
の中で取り組んでいかなければならない項目の一つと考えています。

(高橋委員)

良い取組ですので、より安全に使えるように対策をお願いします。

(松田委員)

ちなみに、現在、ほとんどの大学では、講義における資料配布や筆記などは紙媒体ではやりません。学生は自分のノートパソコンを持って来て、その場で講義内容の記録を取っていますし、ICT端末を使った双方向の授業の実施に当たっても、所有するノートパソコンやスマートフォン等の端末を使用しているというのが実状ですので、もはやICT端末を活用しての授業実施は一般化していると言えます。

(工藤教育長)

それでは今のご意見を踏まえながら、進めていきたいと思えます。

【報 告】

② 県立学校の修学旅行実施基準等の改正について

(工藤教育長)

次に、報告の②「県立学校の修学旅行実施基準等の改正について」久保田 高校教育課長から報告いたします。

(久保田高校教育課長)

県立高校の修学旅行の課題につきましては、PTA及び学校長等の代表で構成されるプロジェクトチーム（以下「PT」という。）の会議を計3回開催し、修学旅行の課題等の整理を行いました。

資料の1ページ、改正内容の①をご覧ください。

県立学校の修学旅行につきましては、「県立学校の修学旅行実施基準」により実施されています。本実施基準では、旅行先や旅行日数等の基準を定めていますが、今回、宿泊費の高騰や海外での物価上昇等に伴い、修学旅行経費が増加傾向にあることから、保護者の経済的負担等を考慮し、旅行日数を5泊6日以内から4泊5日以内とする改正を行いました。

②をご覧ください。

県立高校の修学旅行経費の基準につきましては、前回の改正から10年以上が経過し、修学旅行経費の実態と基準額が乖離している実態があることから、現在の修学旅行の実態を踏まえて、②にありますように、国内にあつては毎月の修学旅行積立額が1万円を超えないように修学旅行経費を設定し、国外にあつては日程や経費について無理のないものとなるよう特段の配慮をした上で、更に保護者

の十分な理解を得て決定するよう改正しています。

資料の2ページをご覧ください。

「① 経済的理由により修学旅行への参加が困難な生徒への対応」についてですが、既存の給付金制度・奨学金制度の周知・活用や、修学旅行に係る貸与型奨学金の検討も含めて進めていきます。

また、②にありますように、修学旅行等の取扱いを定めた学校私費会計取扱要領につきましても改訂を行い、修学旅行の候補地や費用の決定に保護者の意見を反映することや、旅行業者が見積に参加しやすい環境を整備することとしています。具体的には、業者選定の評価結果を見積に参加した業者に開示する、あるいは、修学旅行の内容を充実したり、競争原理が働くような仕組み作りにより価格をできるだけ抑えていく、といった環境を整備していくこととしています。

以上です。

(工藤教育長)

ただ今ありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

修学旅行については教育的効果が非常に高いと思っています。令和2年4月から、学校において順次（小学校：令和2年度～ 中学校：令和3年度～ 高等学校：令和4年度～）実施が始まった新学習指導要領の基本的な考え方として、『『社会に開かれた教育課程』の実現に向けた取組』というものが示されていますが、学校教育において、社会に出た時に対応できる能力を育成するには、若い時に見聞を広めることが大事だと思っていますので、修学旅行はとても意味があるものだと思います。時代によっては経済的に参加できない生徒がいましたが、今の時代は全員が参加できるように考える必要があります。

2ページの「その他」にあるように、修学旅行検討委員会に保護者代表等を入れたり、積立て、給付金制度、奨学金制度の周知・活用を保護者にしっかり説明し、保護者が負担に思わない、そして、各家庭における経済状況に関わらず生徒が修学旅行に参加できるような仕組み作りを考えていくことはいいことだと思います。

今回の改正内容を踏まえて、保護者と十分検討しながら進めていくとよいと思います。

(林委員)

今回の改正実施基準等における経費の部分は、「毎月の積立額が1万円を超えないように経費を設定する」ということと、「業者決定を早くして、積立期間をできるだけ長くする」ということが書かれているだけで、上限額の設定は逆に分かりにくくなったと思います。保護者と話し合っただけでは思いますが、もしかしたら、反対にもう少し高い経費を要する修学旅行が実施されるかもしれ

ません。どのような経緯から旅行の日数と経費の上限を考えたのでしょうか。

(久保田高校教育課長)

現在の修学旅行の在り方については、保護者も交えたPTの中でいろいろな話をしました。特に経費の部分については、これまで県教育委員会が一定の基準額を示してきましたが、いろいろな物の価格が高騰している状況の中で、掛かる経費も上がってきている実態があります。PTAの役員からも「1か月当たりの積立額の設定は家庭にとって非常に関心が高く大事であり、そこはしっかり踏み込んで示してもらいたい」というご意見を多くいただきましたので、今回は、「1万円程度」ではなく「1万円以内」と明確にすることとしました。

また、契約が早くできると積立期間が長く取れることから、結果として1か月当たりの積立額も下がりますので、保護者の負担感も軽減できます。契約が早くできるような体制を検討の上、環境を整えていきます。

(岩崎委員)

県教育委員会（高校教育課）で定めた基準ですので、基本的にはその基準の範囲内で実施することになりますし、県立高校は当然それを守ると思いますが、基準の効力と学校の実勢との関係については、それが現状でどの程度守られているのか、あるいは、それについて、後の報告がどのようになっているのか、仕組みを教えてください。

(久保田高校教育課長)

修学旅行を実施する際には、事前に生徒一人当たりの経費の額などを記載した計画書を学校から県教育委員会に提出することとしており、そこで修学旅行に係る各学校ごとの経費を把握してきたところですが、実態としては、多くの学校で県教育委員会が示した基準額とはかなり差が出てきていました。また、これまでの基準額（「国内では8万5千円程度」）も平成17年度に定めて以降、見直しがされていませんでした。今回の改正が実効力あるものとなるためには、改正の内容・趣旨を保護者にもしっかり周知し理解していただくことが大切ですし、保護者の皆さんが計画段階から参画することが重要だと思います。そういった中で、主役である生徒たちが修学旅行で得る体験が実になるものとなることと併せて、経費の歯止めも効いてくるものと考えます。今回、学校が保護者等を含めた検討委員会を立ち上げる部分をしっかり県教育委員会として指導することで、適正な修学旅行が実施できるものと考えています。

(岩崎委員)

今回の改正で上限が撤廃されて、この要件の中で積立等を行い、それぞれの学校の実情に合わせて修学旅行の金額等は決定することになった、という理解でよいのでしょうか。

(久保田高校教育課長)

一番は生徒たちの教育活動の一環であるということを主体に考えていきます。高等学校は、小・中学校とは異なり、学校ごとに教育目標は大きく異なり、達成しようとする力、身に付けさせたい力も大きく異なります。それぞれの学校の目標を達成するためには、保護者・学校が協議する場が必要でありますし、教育委員会も支援してまいります。そのためにも、保護者に参画していただき、実効力のあるものにしていきたいと考えています。

(岩崎委員)

今回の改正の主たるものは、旅行業者が見積りに参入しやすい環境作りが挙げられて、基本的にはきちんと相見積りを取って、競争原理を働かせたいという趣旨だと思います。過去、様々な事情があって、今の競争原理が働かないような状況になったと想像されるのですが、県教育委員会の指導下にある県立高校の問題ですので、今後は、見積りがきちんと取られるよう、また、入札結果の確実な報告を求めると、県教育委員会からの指導を徹底していただきたいと思っております。

(久保田高校教育課長)

これまでも見積りまでは参加する業者は複数ありましたが、入札までに至る業者が少ない現状がありました。今回、第2回の修学旅行PTの中で、旅行業者6社からヒアリングを実施しました。その中で、入札までに至らない理由として、当該旅行業者からは、「旅行の日程が限られている」、「宿泊先が限定されており宿泊施設が確保出来ない」といった意見がありました。

また、もう一つの問題点としては、学校が落札できなかった業者に対して、落札できなかった理由を「総合的な判断」としか示さず、具体的な理由を説明していなかったため、業者も改善点が把握できず、より良い修学旅行にするための議論ができていませんでした。

今回の改正は、旅行の日程について複数の候補日を設定すること、宿泊地についても「研修場所から〇〇分程度」といった内容を仕様書に明記し、併せて、見積りに参加した業者に対してどのように評価され、どのような視点で落札したのか等について開示をしていくこととし、これをしっかり学校に徹底してまいりたいと考えています。

(高橋委員)

修学旅行の毎年の日程はおおむね決まっていると思いますが、旅行者が一番多い時期(繁忙期)を除いて、行きやすい時期を選定し直すことは可能でしょうか。

(久保田高校教育課長)

現高校1年生については既に行先や日程は決定されていますが、令和2年度に入学する新入生についてはこの4月から、早速、保護者等を含めて旅行の内容からゼロベースで決定してまいります。よって、新入生につきましては、日程の設定

についても十分協議できるものと考えています。

(高橋委員)

繁忙期は旅行費用も高くなりますので、そういう時期を避けることで業者も見積書を出しやすくなると思います。ゼロベースからのスタートの場合は、PTAも含めて検討していただきたいと思います。また、旅行に際しては、生徒の現地でのお小遣いなど旅行費用以外にもいろいろな費用がかかりますので、保護者にとって過度な負担とならないようお願いしたいと思います。

(松田委員)

私の勤務する短期大学でも研修旅行を行いますが、その際に利用する旅行業者を決定するに当たっては、あらかじめ3社から4社にこちらの意向も示しながら、予定表や企画書を出してもらいます。その場合、やはり大手業者はネットワークが充実していることもあり、こちら側の意向に沿った企画書が出てくるのがほとんどなのですが、小さな業者ではなかなかそうはいかず、教員が実際に現地を見てから計画を立てることが度々あります。学校現場では、教員が忙しくて事前視察の時間が取りにくいいため、どうしても実績やノウハウに長けた大手業者が選ばれる傾向がありますが、そのような中でも、やはり最終的には、できる限り学校側の意向を反映させ、旅行における教育効果の充実が図られるような計画を学校と共に立てられる業者が選ばれるのではないかと思います。

(鈴木委員)

私の子どもの修学旅行の決定時の話ですが、4月の最初のPTA総会の際に、保護者と生徒に対して、大まかな(3種類程度の)ルートと期間及び金額のアンケートを実施し、多数決により旅行の行程、金額、毎月の積立額も決まりました。積立金の管理は学校では行わず、旅行業者が行うこととなっており、業者としても負担が大きく大変だったと思います。そのような中で、保護者は少しでも自身の負担が少なくなることを望んでいるため、子どもたちが行きたい所と学校の思わく、保護者の思わくがずれていることもあるのですが、(前述のアンケートも入学してからすぐに実施されることから)その溝を埋めるための話し合いの時間がありません。前年度から修学旅行についての早めの情報提供があれば、保護者も生徒もじっくり考えられると思います。

また、一方で、修学旅行の直前にお金が払えない生徒が出るというかわいそうな出来事がありました。その生徒の保護者が奨学金の制度を知らなかったために起きてしまった事だったのですが、仕事が忙しくて学校に来ることができない保護者も多くいますので、学校側もそれらの奨学金を活用してもらえよう、生徒や保護者に周知・説明する十分な機会を作り、フォローしてほしいと思います。

(工藤教育長)

ほかにございませんか。

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でそのほか何かございますか。

(工藤教育長)

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他の課長及び傍聴人は退出してください。

【議案】

第5号議案 令和2年4月1日付け人事異動について

(1課〔教育人事課〕在室)

(工藤教育長)

次に、第5号議案「令和2年4月1日付け人事異動について」渡辺 教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質問・意見等)

(工藤教育長)

ほかにごいませんか。

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。

第5号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第5号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

最後にそのほか何かございますか。

ないようですので、これで令和元年度 第26回教育委員会会議を閉会します。お疲れ様でした。